

# 令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(町独自支援分)のお知らせ

コロナ禍における「原油価格・物価高騰対策」として、生活に困っている人に対し町独自の支援を行います。令和3年度と令和4年度の2年連続で住民税均等割が非課税となった世帯に対して、1世帯当たり5万円の現金給付を行います。

## ▶対象 次の全てに該当する世帯の世帯主

- 令和4年6月1日時点で町に住所を有し、世帯全員が令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯(課税者の被扶養者のみからなる世帯を除く)
- 令和3年12月10日時点で同一の世帯に属する人全員の住民税均等割が非課税であったことにより、令和3年度分の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)を受給した世帯主の属する世帯(受給資格のある未申請者および辞退者を除く)

## ▶給付額 1世帯当たり5万円

▶申請方法 世帯の区分ごとに次のいずれかの方法で行います。

### プッシュ方式

令和3年12月10日以前から世帯全員が町に住民登録されている世帯  
→支給要件を満たす世帯主に10月中旬に「支給要件確認書」を送付します。通知が届いたら条件に該当するか確認し、町に返送してください。

### 申請方式

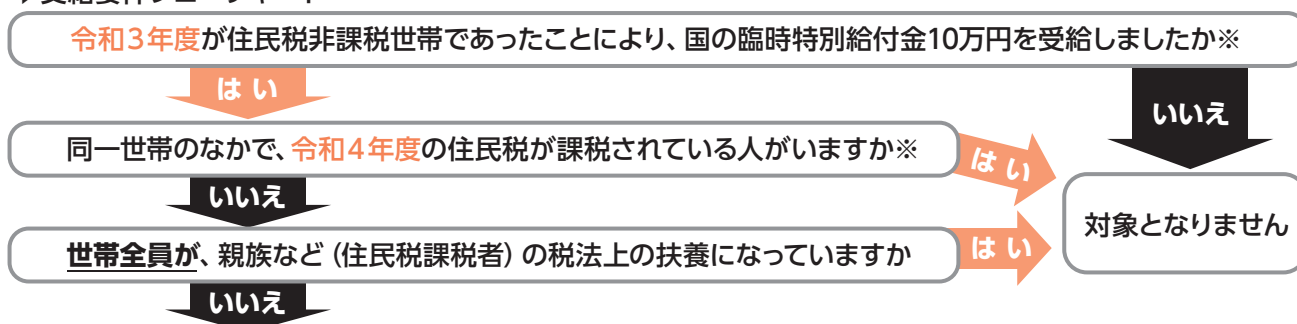
令和3年12月11日以降に町に住民登録された世帯員がいるため、令和4年度の課税データおよび国の給付金の支給データが確認できない世帯  
→税情報および給付金の支給状況の確認を行うための申請が必要です。

▶申請期限 令和5年1月31日〇

## ▶申請に必要なもの

- 吉岡町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(町独自支援分)申請書(請求書)  
※町ホームページからダウンロードできます
- 申請・請求者本人確認書類の写し
- 通帳の写しなど(振込先がわかるもの)
- 令和4年度住民税非課税証明書またはその写し(現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる場合は異なる世帯員全員分)
- 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円)の受給状況がわかる書類(支給決定通知書、通帳などの給付金の受給が確認できる部分など)の写し(現住所と令和3年12月10日時点の住所が異なる場合)

## ▶支給要件フローチャート



## 給付金の対象となる可能性があります

該当世帯には10月中旬に町から「確認書」が発送されますので、必要事項を記入して返送してください。同一世帯に令和3年12月11日以降の転入者がいる場合は、申請による審査が必要です。審査の結果、支給が認められない場合があります。

※令和3年度の課税額は令和2年中の所得、令和4年度の課税額は令和3年中の所得により計算されます。

申請・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)